

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第2区分  
 【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2005-515244(P2005-515244A)  
 【公表日】平成17年5月26日(2005.5.26)  
 【年通号数】公開・登録公報2005-020  
 【出願番号】特願2003-561613(P2003-561613)  
 【国際特許分類】

**A 6 1 K 31/661 (2006.01)**  
**A 6 1 K 45/00 (2006.01)**  
**A 6 1 P 1/08 (2006.01)**  
**A 6 1 P 1/12 (2006.01)**  
**A 6 1 P 33/02 (2006.01)**

【F I】

A 6 1 K 31/661  
 A 6 1 K 45/00  
 A 6 1 P 1/08  
 A 6 1 P 1/12  
 A 6 1 P 33/02

【手続補正書】

【提出日】平成17年11月2日(2005.11.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アルキルホスホコリンを含有する、ヒトにおける原虫症の予防的処置のための医薬。

【請求項2】

アルキルホスホコリン活性成分10～250mgの範囲の全1日量を2週間から6ヶ月の期間にわたって、有利には感染の危険の期間、経口投与する、請求項1記載の医薬。

【請求項3】

ヘキサデシルホスホコリン(ミルテフォシン)またはオクタデシル-1,1-ジメチルピペリジノ-4-イルホスフェート(ペリフォシン)を含有し、かつミルテフォシンまたはペリフォシン活性成分10～250mgの範囲の全1日量を2週間から6ヶ月の期間にわたって、有利には感染の危険の期間、経口投与する、ヒトにおける、特にリーシュマニア症の予防的処置のための請求項1または2記載の医薬。

【請求項4】

全1日量が、ミルテフォシンまたはペリフォシン活性成分約20～約150mgである、請求項1から3までのいずれか1項記載の医薬。

【請求項5】

全1日量が、ミルテフォシンまたはペリフォシン活性成分約30～100mgである、請求項1から3までのいずれか1項記載の医薬。

【請求項6】

ミルテフォシンまたはペリフォシン活性成分の全1日量50mg、100mgまたは150mgで経口投与を1日1回、2回または3回行う、請求項1から5までのいずれか1項記載の医薬。

## 【請求項 7】

複数の 1 日量を同一の割合（たとえば活性成分 100 mg / 日 = 活性成分 50 mg × 2 回 / 日または活性成分 150 mg / 日 = 活性成分 50 mg × 3 回 / 日）で投与する、請求項 1 から 6 までのいずれか 1 項記載の医薬。

## 【請求項 8】

初回量、次いで維持量を投与し、その際、有利に初回量が活性成分 100 mg 以上を含有し、かつ維持量が活性成分 30 mg を含有する、請求項 1 から 7 までのいずれか 1 項記載の医薬。

## 【請求項 9】

リーシュマニア症が内臓リーシュマニア症、皮膚粘膜リーシュマニア症および / または皮膚リーシュマニア症である、請求項 1 から 8 までのいずれか 1 項記載の医薬。

## 【請求項 10】

哺乳動物の体重 1 kg あたりミルテフォシン活性成分 0.5 ~ 15 mg（活性成分 mg / kg）の範囲の全 1 日量を投与する、アルキルホスホコリン、特にヘキサデシルホスホコリン（ミルテフォシン）またはオクタデシル - 1, 1 - ジメチルピペリジノ - 4 - イルホスフェート（ペリフォシン）を含有する、経口投与によるヒト以外の哺乳動物における原虫症、特にリーシュマニア症の予防的処置のための医薬。

## 【請求項 11】

初回の全 1 回量（飽和用量）が活性成分 3 ~ 15 mg / kg の範囲であり、かつその後の全 1 日量（維持量）が活性成分 1 ~ 10 mg / kg の範囲である、請求項 10 記載の医薬。

## 【請求項 12】

飽和用量が活性成分 5 ~ 10 mg / kg の範囲である、請求項 10 または 11 記載の医薬。

## 【請求項 13】

維持量が活性成分 3 ~ 5 mg / kg の範囲である、請求項 10 または 11 記載の医薬。

## 【請求項 14】

2 週間から 6 ヶ月の期間にわたって、有利には感染の危険の期間、経口投与を行う、請求項 10 から 13 までのいずれか 1 項記載の医薬。

## 【請求項 15】

リーシュマニア症が内臓リーシュマニア症、皮膚粘膜リーシュマニア症および / または皮膚リーシュマニア症である、請求項 10 から 14 までのいずれか 1 項記載の医薬。

## 【請求項 16】

アルキルホスホコリン、特にヘキサデシルホスホコリン（ミルテフォシン）またはオクタデシル - 1, 1 - ジメチルピペリジノ - 4 - イルホスフェート（ペリフォシン）および制吐薬および / または下痢止め薬を含む医薬組成物を含有し、その際、アルキルホスホコリン、特にヘキサデシルホスホコリン（ミルテフォシン）またはオクタデシル - 1, 1 - ジメチルピペリジノ - 4 - イルホスフェート（ペリフォシン）および制吐薬および / または下痢止め薬を含有する医薬組成物を一緒に、またはそれぞれ別々に投与することができる、哺乳動物における原虫症、特にリーシュマニア症の予防的処置のための医薬の組合せ物。